

上田リーグ後援会会則

第1条（名称）

この会の名称は「上田リーグ後援会」と称する。

第2条（目的）

上田リーグの方針を理解し、目的、活動を成功させるために後援する。

子供達に青少年健全育成という成人の自発的行動計画を推進する事を目的とする。

第3条（構成）

(1) 本会会員は上田リトル、リトルシニアの活動に理解と関心をもつOB父兄を会員とする。

(2) 前条の協力者を賛助会員とする。

第4条（事務局）

本会事務局を会長宅に置く。

第5条（活動）

本会は目的達成のため次の活動を行う。

(1) 各種大会に支援協力する。

(2) 青少年健全育成活動の進展に関する事。

(3) その他本会の目的達成に必要な事項の支援協力。

第6条（役員）

(1) 本会に次の役員を置く。

会長	一名	副会長	若干名
会計	一名	会計監査	二名
顧問、相談役	若干名		

(2) 役員は上田リーグ本部役員と後援会役員で協議し、役員相互の推薦に依り総会で発表する。

第7条（任務）

(1) 会長は本会を代表し、会務総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務を代行する。

(3) 会計は経理を掌握する。

(4) 会計監査は経理を監査し、総会で報告する。

(5) 顧問、相談役は本会の諮問に応じ答申する。

第8条（任期）

(1) 役員任期は1カ年とする。但し再任は妨げない。

(2) 任期途中で就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条（解任）

役員が任期中本会の名誉を毀損し、また趣旨、目的に反した人は役員会の決議に依り、これを解任する。

第10条（会議）

- （1） 会議は総会、役員会とする。総会は年1回定期総会を行う。
- （2） 役員会はリーグ本部と連絡し、必要ある時、随時開催する。
- （3） 会議は会長が招集し開催する。

第11条（運営）

- （1） 本会の会費は賛助会費、寄付金を以ってあてる。賛助会費一口2,000円とする。
- （2） 会費の改定は役員会で決定し、総会で発表する。
- （3） 会費の支出については役員会で協議し、決定し、活用する。
- （4） その他必要ある時は役員会で協議する。
- （5） 決定事項は全会員に周知徹底させなければならない。

第12条（会計）

- （1） 会計は関係帳簿を常備する。（金銭出納簿、賛助会費名簿、寄付台帳、領収書一式）
- （2） 会計年度は毎年10月1日～翌年9月30日までとする。

第13条（経過措置）

- （1） 平成3年度の会計年度は平成2年12月1日より始まり、平成3年9月30日に終わるものとする。

第14条（その他）

本会は本会則の他に役員会の決議を得て、その他の事項を規定することができる。

附則

本会則は、昭和55年12月14日より実施施行

昭和57年1月24日改正施行

昭和58年12月1日改正施行

平成元年12月3日改正施行

平成2年11月18日改正施行